令和８年度節季市露店市場出店者募集要項

１．開設日時

令和９年１月10日（日）　10時～14時まで

１月17日（日）　10時～14時まで

２．開設区域、別紙１「節季市会場レイアウト全体図」参照

越後妻有交流館キナーレ敷地内　十日町市本町６の１丁目71番地26

３．出店について

（１）出店資格

①「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の確約に反しない者。

②本要項及び主催者の指示を遵守する者。

（２）小間数について

約30小間　※１

※１　小間数を超える申込みがあった場合、主催者で抽選を行い、出店者を決定します。

（３）出店料等について

１小間（間口2.5m 奥行2.5m）3,000円

・１出店者２小間まで（キッチンカーは車種問わず２小間とします）

・複数品目を販売する場合は２小間とし、飲食は新潟県の食品営業許可を受けられる品目限定とします。

４．応募方法

下記書類に必要事項を記入し、十日町市文化観光課観光企画係へご提出ください。（郵送、メール、持込）なお、**期限までに提出がない場合は出店できません**ので、予めご承知おきください。

①「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」　※２

② 令和８年度節季市露店出店内容調査票 兼 誓約書

③「市場等定置食品営業許可書」又は「行商許可書」調査票（食品を取り扱う場合のみ）

提出期限：令和８年12月11日（金）午後５時まで

提出先：〒948-0079　新潟県十日町市旭町251-17　十日町市総合観光案内所内

十日町市文化観光課　観光企画係

メールアドレス:t-kanko@city.tokamachi.lg.jp

※２

・「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」は露店責任者のみではなく、使用人（営業の準備や片付け、手伝いをする方）の欄も必ず記入してください。記入のない使用人は当日の出店準備等に従事できません。使用人欄が不足する場合は各自コピーにてご対応ください。

・「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の【本人写真】欄は【本人確認書添付欄】で顔写真が確認できる場合は貼付け不要です。

・顔写真を確認できない場合があるため、FAXでの提出はご遠慮ください。

５．出店スケジュール

【10日（日）】※17日（日）も同様

8:30～9:30　出店受付　場所：露店管理本部（出店エリア内）

9:30～　消防検査

10:00～　開店

14:00　　閉店

６．出店場所

出店場所は主催者が定めた場所とします。出店場所の変更はできません。

７．給水設備

越後妻有交流館建物内に１箇所設置します。汁物等を捨てることはできません。

８．ゴミの処分

出店により出たゴミは出店者が必ず持ち帰ってください。出店者は閉店後、責任を持って付近を清掃してください。

９．出店者駐車場

立正佼成会十日町教会駐車場

10．注意事項

（１）火気の取扱いについて

火気を使用する場合は、別紙「イベント（露店等）での火災予防について」、「露店等の安全チェックリスト」の記載事項を徹底するよう、準備してください。**当日の消防検査で不備が見つかった場合、立ち退きしていただく場合があります。**

◎特に注意する事項

【火気使用器具】

・周囲の建築物、可燃物とは側方、後方15㎝以上、上方１ｍ以上の距離をとる。

【台等】

・台が不燃性でない場合は、金属製以外の不燃性の物※５を上に置く。

※５　厚さ７㎜以上のせっこうボードやコンクリートブロック等、難燃材料以上のもので、台に熱が直接伝わらない範囲の大きさの物

【ボンベ】

・火気から２ｍ以上離して、安定した場所に固定する。２ｍ以上の距離が確保できない場合は、不燃性の物※５で遮蔽する。

【消火器】

・10型以上の業務用消火器を１本以上用意する。期限が切れていないことを確認する。

【発電機】

・運転中の給油は絶対にしない。燃料は高温下で保管しない。

（２）食品の取扱いについて

・食品の製造販売に関わるトラブルに関して、主催者は一切の責任を負いません。出店者の責任のもと適切に対応してください。食品営業許可については十日町保健所へお問い合わせください。

・「新潟県市場等定置食品営業許可」が必要な出店者は当日受付時に申請してください。
・「新潟県臨時食品営業許可」が必要な出店者は事前に十日町保健所にて申請を行ってください。

【「新潟県臨時食品営業許可」の申請について】

申請期限：令和８年12月23日（水）

申請場所：十日町保健所

住所　〒948-0055　新潟県十日町市高山857

電話　025-757-2707（８時30分～17時15分まで　土日・祝祭日を除く）

（3）その他注意事項

・会場内に電気の共有はありません。各自小型発電機等をご持参ください。
・出店に係る事故及び破損、盗難等に対し、主催者は一切の責任を負いません。出店者の責任のもと適切に対応してください。
・次の事項に該当した場合、出店許可を取り消し、立ち退き及び次回以降の出店をお断りさせていただきます。
①「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の確約に反した場合
②本要項および主催者の指示に従わない場合。

11.その他

・小間数を超える応募があった場合、申込者に抽選結果を郵送いたします。
・出店者には後日、当日の出店に係る注意事項等の資料を郵送いたします。

【問合せ先】
〒948-0079
新潟県十日町市旭町251-17　十日町市総合観光案内所内
十日町市文化観光課　観光企画係　小川
TEL：025-757-3100　FAX：025-757-2285